

【報告第4号】

出産祝金支給事業について（令和3年度：新規事業）

子育て世代の経済的負担軽減及び安心して産み育てられる総合的な支援を推進するため、根室市独自の支援として、新生児1人につき10万円を支給します。

根室市で生まれた  
新生児のみなさまへ

# 根室市 出産祝金

根室市では、新しい市民の誕生を祝福し、  
子育て世代のみなさまの出産後にかかる  
経済的負担を軽減するため、  
根室市独自の支援といたしまして、  
新生児1人につき10万円を支給します。

## 対象児童

令和3年4月1日以後に  
出生し、出生後、最初の  
住民基本台帳の記録が  
根室市のお子さま。  
(父又は母と同一世帯に  
記録されていること。)

## 支給対象者

対象児童の父又は母で、次の  
要件のいずれにも該当する方。  
■ 対象児童の出生した日におい  
て、市内に住所を有しており、  
出産祝金の申請日まで引き続き  
根室市の住民基本台帳に記録  
されていること。  
■ 対象児童を監護し、生計  
を同一としていること。

## 申請方法

根室市出産祝金申請書に  
必要事項をご記入のうえ、  
母子健康手帳(出生届出済  
証明ページ)の写し、本人確認  
書類(運転免許証、マイナン  
バーカード等の写し)等を添付し、  
市役所こども子育て課  
(窓口18番)まで提出してく  
ださい。

## 【問合せ先】

〒087-8711  
根室市常盤町2丁目27番地  
根室市役所市民福祉部  
こども子育て課こども子育て担当  
(1階18番窓口)  
Tel: 0153-23-6111(2179・2186)